

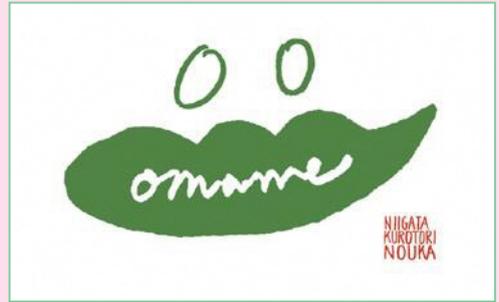
新潟市農業委員会

〒950-0195 管理係 TEL:025-382-4964
新潟市江南区泉町3-4-5 農政振興係 TEL:025-382-4966
江南区役所3階 農地係 TEL:025-382-4974

各区事務所

北区事務所 北区東栄町1-1-14 TEL:025-387-1575
中央事務所 江南区泉町3-4-5 TEL:025-382-4964
秋葉区事務所 秋葉区程島2009 TEL:0250-25-5525
南区事務所 南区白根1235 TEL:025-372-6791
西区事務所 西区寺尾東3-14-41 TEL:025-264-7811
西蒲区事務所 西蒲区巻甲2690-1 TEL:0256-72-8631

新潟市 農業委員会だより



会社のロゴはえだまめ



法人設立1年を迎えた(株)おまめの代表取締役保苺孝志さん

地域で頑張る農業人

【西区黒鳥地区の株式会社おまめ】

2023年1月に法人設立された、えだまめ・ネギが主力の法人です。

詳しくは8ページをご覧ください。

目次

- ◆委員視察研修報告..... 2
- ◆委員視察研修報告(つづき) ◆委員が表彰されました 3
- ◆令和7年4月から農地の権利移動手続きが大きく変わります ... 4
- ◆農地の違反転用していませんか 5
- ◆相続による農地取得は要届出..... 5
- ◆各区事務所情報..... 6
- ◆農地賃借・売買の今後の日程(3~6月)..... 6
- ◆農業者年金、全国農業新聞について..... 7
- ◆地域で頑張る農業人紹介..... 8

委員視察研修報告

【役員会】

10月23日～24日に、埼玉県深谷市農業委員会との意見交換会及びプレミアムアウトレット花園JA花園の農産物直売所を視察しました。

深谷市の農業委員会とは、目標地図素案作成や遊休農地対策、大規模開発における転用等について意見交換をしました。

また、JA花園の農産物直売所では、事業概要・成果・課題などを聞くことができ、農業・食と花に力を入れている新潟市にとって非常に参考になりました。



深谷市農業委員会との意見交換会

【北区部会】



アグリステーション誠和

11月9日～10日に、栃木県下野市にある栽培技術施設アグリステーション誠和及び日光市にある農産物施設の日光街道二二二本陣を視察しました。

生育要素の中で日射量が一番重要であり、できるだけ光を取り込めるよう工夫されているオーランダ式ハウスでは、施設内のパイプに温水を流し加温の温度を制御し、外気の導入で室内循環を保っています。

トマト・なす・きゅうり・パプリカを5区画に分け、作物栽培を見ることができました。

トマトは、収益の上がる収量増を図り、意欲的に取り組んでいる姿を見て、今後の活動や取り組みを進める参考になりました。

【中央地区部会】

11月1日～2日に、茨城県つくば市にある食と農の科学館及びJAXA宇宙センター、道の駅常総農産物直売所を視察しました。

先進技術が中心である、つくば市の視察は興味深く、食と農の科学館ではシャインマスカット(ぶどう)や、べにはるか(さつまいも)など、多くの有名な品種を開発されたことに興味深く話を聞きました。

スマート農業や水稻、果樹などで温暖化に強い品種改良を重ねていることなど、多くの研究成果を聞くことができました。

専門的な知識についても、意見交換をすることができ、非常に有意義な視察でした。



食と農の科学館

【秋葉区部会】

11月6日～7日に、富山県富山市の農業生産法人の(有)ワイエムアイ及び庄縮もみ殻を生産する上越市の(有)プロスの視察をしました。

(有)ワイエムアイでは、水稻の生産を主な事業にしています。

米作りに大切な土づくりを力を入れており、稲刈り後に豚ふん、田植え前に鶏糞・珪酸・鉄分・リン酸を田んぼに漉き込み、稲が栄養を吸収しやすい肥沃な土壌を作っています。

今後は、ドローンを導入し、スポット的に効率よく施肥を行うことを目指しています。積極的な取り組みを行う魅力のある生産法人だと感じました。



(有) 営農ワイエムアイ

【南区部会】



栃木県農業試験場 いちご研究所

11月7日～8日に、栃木県栃木市の栃木県農業試験場いちご研究所及びカネコ種苗株式会社にご訪問し、育苗農場を視察しました。

いちご研究所は全国で唯一のいちご専門の研究機関であり、いちごの新品種及び新技術の開発から経営の調査分析、生産・流通、消費に至るまでを網羅した総合的な研究機関です。

いちごの収穫量、50年連続日本一を支えるために、関係機関・団体と一致協力して、たゆまぬ努力を続けてこられたことが良くわかりました。栃木県民のいちごに対する並々ならぬ思いを感じました。

【西蒲区部会】

7月6日～7日に、富山県入善町の(有)ドリームファーム及び富山市JAなのはな農産物直売所を視察しました。

(有)ドリームファームでは、立山連峰の水をたっぷり含んで育てられた水稻を、こだわりの持ち味を持って販売しており、オリジナル加工品としてコシヒカリで作った米粉ラーメンや、米粉うどんの販売にも力を入れ、様々な工夫されていることが非常に参考になりました。

また、チューリップは、球根をオランダから取り寄せて豊富な品種を栽培しており、新鮮なつぼみの状態で花束にして直送するなど、食と花に力を入れている新潟市にとって、非常に魅力のある生産法人だと感じました。

食の安全と環境保全に取り組み農場に与えられる認証を取得している勢いのある優良な法人だと感じました。



(有) ドリームファーム

地域農業に貢献
功労者が受章

11月21日に開催された新潟県農業委員会大会で、永年勤続委員などに対する表彰がありました。新潟県農業会議が行ったもので、本市農業委員会からは2名が表彰を受けました。

同25日には、新潟市表彰式が行われました。農業委員会委員として10年以上勤続された7名の方に、市長より有功表彰が贈られました。

農業委員及び農地利用最適化推進委員として、長きにわたる本市の農業に貢献いただきました。受章された皆さまおめでとうございます。



新潟県農業委員会大会の様子

新潟県農業会議表彰

(敬称略、順不同)

棚邊 友衛(西蒲) 窪田 陽一(秋葉)

新潟市表彰

武田 武盛(北) 五十嵐保雄(中央) 鈴木 健二(中央) 鈴木 金一(中央)
坂井 雄一(中央) 大島 伸吾(西蒲) 吉田 健一(西蒲)

令和7年4月から農地の権利移動手続きが大きく変わります

法律の改正により、令和7年4月以降に効力が発生する農地の権利移動の手続きは、①農地中間管理機構を通す（以下、機構）か、②農地法に基づく許可を得るかの2種類になります。

機構を通さず、現在の基盤強化法による賃貸借契約を延長したい方は、契約期間が残っていても令和7年1月下旬までに、売買・交換を行いたい方は、令和6年12月下旬までに手続きいただく必要があります。

具体的な手続きについては未確定な点が多いため、随時本紙などでお知らせします。
※締め切りが早まる場合があります。

機構を通す手続きについて

- 賃借料の支払いは「口座振替」のみとなります。
- 賃貸借契約の場合には、所有者・耕作者ともに「手数料」が発生します。
- 売買・交換の手続きについては取り扱いが未確定で、これまでの基盤強化法の手続きから大幅に内容が見直される可能性があります。お急ぎの場合は事務局にご相談ください。

Q&A

- Q 1 機構を通した契約とは？
- A 1 機構が所有者から農地を借り受け（買い入れ）、耕作者へ農地を貸し付け（売り渡し）ます。所有者・耕作者は機構とそれぞれ契約する形となります。
- Q 2 賃借料の取り扱いはどうなるの？
- A 2 機構が耕作者から10月末に徴収し、機構から所有者へ11月上旬に支払われます。物納はできなくなるので、お米など現物での支払いはできなくなります。
- Q 3 賃借料は毎年変更できるの？
- A 3 賃借料を変更したい場合には、毎年決められた時期までに機構に対して申出書の提出が必要になります。
- Q 4 機構を通した場合に手数料はかかるの？
- A 4 所有者・耕作者の双方から、毎年賃料の0.5%の手数料+消費税が徴収されます。売買・交換に関する手数料の徴収については、現時点では未定です。
- Q 5 現在、基盤強化法で結んでいる契約はどうなるの？
- A 5 契約期間満了までは有効です。ただし、権利の移転はできません。期間満了後は機構が農地法のいずれかの手続きに切り替えが必要です。
- Q 6 途中で解約はできるの？
- A 6 やむを得ない理由があり、所有者と耕作者の双方が同意している場合は可能です。

農地の違反転用していませんか？

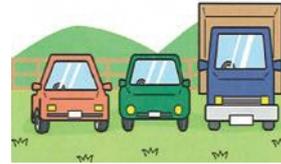
農地を農地以外のものにする（農地転用）には、あらかじめ農地法の許可が必要です。
ただし、市街化区域内的の農地転用の場合は、届出が必要となります。
※一時的に利用する場合も転用の許可が必要になります。



住宅を建てる時



農業用施設を建てる時



青空駐車場にする時



建設残土の捨場にする時



資材置き場にする時



太陽光発電施設を設置する時
など

転用の許可方法は2種類あります。

1. 農地の所有者等がその農地を転用する場合・・・農地法第4条
2. 農地の所有者から農地を買う又は、借りて転用する場合・・・農地法第5条

違反転用者には、

3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金が科せられる可能性があります。

**農地は一度転用されると元に戻すことが困難です。
転用は慎重に**

お問合せ先：各区事務所まで

相続による農地を取得したら届出を！

農地法の許可を受けずに以下の理由で農地の権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会事務局へ届出が必要になります。

○相続（遺産分割・包括遺贈を含む） ○法人の合併・分割 ○時効 など

また、令和6年4月1日から**相続登記の申請が義務化**されます。取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

**相続登記されていない農地が社会問題化しています。
手続きはお忘れなく**

お問合せ先：各区事務所まで

各種申請書類は、新潟市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.niigata.lg.jp/> から **農地法** で検索してください。

申請書類は
こちらからも☞



フードメッセ開催



フードメッセ

J A 新潟市、北区産業振興課などで組織されている新潟市北区特産物研究協議会では、11月8日～10日に朱鷺メッセで開催された「第15回フードメッセ in いがた2023」にて北区の特産物「しるぎも」のPRを行いました。

「しるぎも」とは、さつまいもの品種のひとつであるシルクスイートのことで、区内で生産され、JAを通して販売されたものを「しるぎも」と名付け、消費拡大を図っています。

ブース内の試食では「しるぎも」の滑らかな味わいを堪能していました。

12月3日には、北区文化会館で、J A 新潟市、木崎小学校の皆さん、区内の洋菓子店・割烹・パン屋さんなどがコラボレーションして作り上げた「第4回しるぎもマルシェ」が開催され、大好評でした。

チャレンジフェア開催



チャレンジフェアの様子

8月27日に、新潟東映ホテルで、農林業新規就農・就業チャレンジフェアが開催されました。

農林業の振興を図るためには、意欲ある担い手を確保することが重要な課題となっており、経営発展に向けて新たな人材を求める農林業の法人などが増えています。

同時に、農林業への就業・就業を希望する者も増加していることから、農林業の法人などと面談する機会を設け、担い手の確保に結び付けることを目的に開催されました。

当日の出展ブースは25者、新潟市内からは7者が出展、中央事務所管内からは農産物の生産・販売を行う法人1社が参加し、新規就農希望者の相談に熱心に対応していました。

また、新潟市農業委員会からも農業委員と事務局職員が参加し、農地の確保などに関する総合的な相談を受け付けました。

新規就農者の確保につながるよう、今後もこうした機会に積極的に参加し、就農を後押ししていきます。

稼ぐ農業実践講演会開催



稼ぐ農業実践講演会の様子

11月29日に、秋葉区産業振興課の主催による「稼ぐ農業実践」と題し講演会が開催されました。

北陸農政局新潟支局長の福井逸人氏、榑白銀カルチャー代表取締役の荒木康男氏、新潟県地中熱利用研究会の桑原賢二氏の3名より、それぞれ稼げる農業の方策について講演がありました。福井氏からは、これまでの経験を踏まえ、親しみやすい語り口で「とにかく、どうせなら、楽しんで、自分のやりたいことに周りをまきこんで、活用し尽くしましょう」をテーマに講演されました。荒木氏からは、現在のスマート農業の実践紹介と今の若い従業員の求めるものは、休みが1番で、給料は2番であるという話があり、昨年の4月から週休2日制を試行しているとのことでした。最後に桑原氏からは、地中熱とヒートポンプを利用した省エネとCO2削減の紹介があり、今後の普及に期待を持てるものでした。熱意溢れる講演で、活気ある講演会となりました。



老後の安心は、国民年金＋農業者年金で！

【加入資格】

- ・60歳未満※
- ・国民年金第1号被保険者
- ・農業に年間60日以上従事している方

※令和4年5月より60～65歳の方は、一定の要件を満たせば加入できます。

詳細はお近くのJA・農業委員会事務局各区事務所または下記HPへ

<https://www.nounen.go.jp>



全国農業新聞を購読しませんか？

- ★農家の経営と暮らしに役立つ情報誌です
- ★情報がわかりやすいよう解説的にまとめています
- ★毎週金曜日発行・B3版8～10頁
- ★購読料1カ月700円（送料・税込み）
- ★どこでも読める電子版も配信中
- ★購読の申込み先

お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局各区事務所まで



農地の賃借・売買等は農業委員会で(3～6月各種日程)

◆農地法に基づく申請・届出

月	申請 締切日	届出 締切日									
3月	5日	6日	4月	5日	4日	5月	9日	8日	6月	6日	5日
		15日			15日			17日			14日
		26日			24日			27日			25日

◆農業経営基盤強化促進法に基づく申請

総会	申請 締切日	市の 公告日									
3月	2月22日 (1月25日)	4月11日	4月	3月25日 (2月22日)	5月16日	5月	4月25日 (3月25日)	6月14日	6月	5月24日 (4月25日)	7月12日

※()内は、中間管理機構を通ず申請における締切日です。

※田の賃貸借の申出受付については、年8回(8、9、10、11、12、1、2、3月)となります。

お知らせ

例年、本紙でお知らせしていましたが「農地の賃借料情報」および「農作業賃金・作業料金の参考額」は、3月以降に公表する予定です。

市HPでご確認いただくか、各区事務所へお問い合わせください。

地域で頑張る農業人を紹介

株式会社おまめ (西区黒島)

【現在の経営状況】

●えだまめ 約5.5 ha

品種は、くろさき茶豆の他全部で12種類を栽培し、販売しています。

くろさき茶豆は、平成29年地理的保護制度(※GI)に登録されました。

昨年の秋に念願の出荷場を建設しました。それまでは、増設しながらの作業場だったため、移動がしにくく、十分な場所も確保できませんでした。大型の冷蔵施設も設置し、品質管理や作業の流れ、スピードも格段に上がりました。

●ねぎ (4品種) (11月〜翌年3月) 50 a

●水稲(ミルキークイーン)(こがねもち)(シヒカリ)

小麦(ゆきちから) たまねぎ・カリフラワー

【法人の構成】

●保刈 孝志 (代表取締役) 36歳

父、アルバイト5名

【設立のきっかけ】

農機具メーカーに就職し、関東で営業しており、その後「美味しいものは人を笑顔にし、幸せにできる。人を幸せにできる農家はカッコいい。魅力ある農業をしてみたい」と考え、その実現に向けて会社を退職し、実家の保刈農園の経営移譲を受け、就農6年目の令和5年1月に法人を立ち上げました。

※GI(地理的表示保護制度) 地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が品質等の特性に結び付いている産品が多く存在しています。これらの産品の名所を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示保護制度」です(農林水産省HPより抜粋)



緑が映えるえだまめ



鮮度の良さは早朝収穫

【わが法人の自慢】

法人名の由来は、えだまめに特化したいということと、「まめに仕事をする」という思いから名付けました。

えだまめの品種は、6月の「初だるま」に始まり10月が最後になる「船越」まで12種類を栽培しています。えだまめは、始めてから甘みが段々と増してきます。その中でも、「おつなひめ」「ゆあがり娘」「さかな豆」は、多くの需要があり、ブランドである茶豆はもちろんのこと、「ぴかり茶豆」はインターネットで大好評です。

わが法人の自慢は、もみ殻堆肥で土づくりをしていることです。通気性が良くなり、水持ちと水はけが向上し、作物の成長を促します。

施肥は、化成肥料を極力抑えて、魚粉の動物性有機物が原料の肥料を使用しています。それが微生物の餌になり、土壌微生物が増え、土の緩衝力が高まる効果があります。

収量は10 aあたり約300 kg〜400 kgです。収穫は気温の低い早朝に行い、鮮度保持のため、収穫後に冷蔵庫に入れたものを、くろさき茶豆ブランドである「保刈農園」の袋に詰めて販売しています。袋の詰め方次第で売れ行きが変わってきます。

また、現在収穫期を迎えている「ねぎ」は、一箱サイズ45本入れて、毎日安定供給できることも自慢の一つです。

法人設立前は、少人数で作業していましたが、設立後は農業研修アルバイトを増やし、作業工程と一緒に考え、工夫することが最も楽しい時間になっています。

【今後の目標】

今後は、ブランドを維持するためにも人を雇用し、新しい作物を作り、売り方を工夫して販売をして、収益確保を目指していきたいです。

また、若い農家さんが魅力ある農業経営を目指せるよう、楽しく共同していきたいです。

夏には、野外イベントでえだまめの販売をしたいと思っています。



収穫期を迎えたねぎ